

ドライブレコーダー貸出支援事業要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、子どもの見守り活動等をはじめとする地域での自主防犯活動（以下「地域安全活動等」という。）を推進する自治会および自主防犯団体等が管理する青色回転灯を装着した車両（以下「青パト車」という。）へのドライブレコーダーの貸出支援に関する事項を定める。

(貸出支援対象団体等)

第2条 貸出支援の対象団体（以下「支援団体」という。）は、地域安全活動等に取り組んでいる自治会、自主防犯団体等であって、ドライブレコーダーを設置する青パト車が次のいずれの事項にも該当するものとする。

- (1) 滋賀県内での活動を許可された青パト車であること。
- (2) 地域安全活動等に取り組んでいる自治会、自主防犯団体等に使用される青パト車であること。

2 暴力団もしくは暴力団の統制下にある者等その他公共の福祉に反する活動を行っている者が支援団体にいる場合は、支援申請をすることができない。

(貸出支援内容等)

第3条 支援事業の内容については、次に掲げるとおりとする。

- (1) ドライブレコーダーを貸出しする。
- (2) 貸出支援は無償貸出とするが、貸出支援後における管理費、修繕費および運用に係る費用は支援対象から除く。
- (3) 貸出期間は、貸出した日から起算して1年間とする。ただし、貸出満了までに警察本部長、支援団体が別段の意思表示をしない場合は更に1年更新され、以降同様とする。

(貸出支援申請)

第4条 支援団体は、貸出支援の申請をしようとするときは、別記様式第1号（「ドライブレコーダー貸出支援申請書」）に関係書類を添えて、滋賀県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に提出しなければならない。

(貸出支援決定および支援の条件)

第5条 警察本部長は、前条の規定により貸出支援申請を受理したときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う活動状況調査等により、その内容を審査することとし、貸出支援すべきと認めたときは、支援団体に対して別記様式第2号（「ドライブレコーダー貸出支援決定通知書」）にて通知するものとする。

2 警察本部長は、貸出支援の決定をするときは、次に掲げる事項を交付の条件とする

ものとする。

- (1) ドライブレコーダーを設置する車両に「ドライブレコーダー録画中」等と明記したプレート等を貼付するなどして、トラブル防止に努めること。
- (2) 支援事業により貸出を受けたドライブレコーダーは、管理者の責任をもって適正に管理すること。
- (3) 貸出するドライブレコーダーについては、自主防犯活動中の運用とすること。

(借受の方法)

第6条 支援団体は、前条のドライブレコーダー貸付支援決定通知書を受け、ドライブレコーダーを借受する場合、本要綱を遵守することとして、別記様式第3号（「ドライブレコーダー借受書」）を警察本部長に提出するものとする。

(支援事業の変更)

第7条 支援団体は、支援事業の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに別記様式第4号（「ドライブレコーダー貸出支援事業変更届書」）を警察本部長に提出しなければならない。

(支援事業の中止等)

第8条 支援団体は、支援事業を中止し、ドライブレコーダーを返納する場合、別記様式第5号（「ドライブレコーダー貸出支援事業返納届出書」）を警察本部長に提出しなければならない。

- 2 支援団体が、青パト車を活用して地域安全活動等を行わないこととなった場合について、速やかに別記様式第5号を警察本部長に提出しなければならない。

(支援業務調査等)

第9条 警察本部長は、支援事業の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、支援団体に対して報告を求めることができる。

(支援設備の返還)

第10条 警察本部長は、支援団体が支援の決定内容もしくはこれに付された条件またはこの要綱の規定に違反したときは、当該貸出支援の決定を取り消し、または既に交付した支援設備の返還を命じることができるものとし、支援設備の取外し等にかかる費用は支援団体がこれを負担する。

- 2 前項の取り消しまたは変更を行った場合においては、警察本部長は、別記様式第7号「ドライブレコーダー貸付支援事業決定取り消し通知書」により支援団体に通知するものとする。

(画像情報の提供)

第 11 条 支援団体は、犯罪捜査等のために、ドライブレコーダーの画像の提供依頼を受けた時は、画像の提供等の協力をすること。

(情報の開示)

第 12 条 支援事業および支援団体に関して、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は警察本部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和元年 5 月 21 日から施行する。

別記様式第1号

令和 年 月 日

滋賀県警察本部長 様

申請者住所

申請団体名

代表（氏名）

印

ドライブレコーダー貸出支援申請書

青色回転灯装着車にドライブレコーダーを設置したいことから、ドライブレコーダー貸出支援事業要綱を遵守することから、同要綱第4条の規定によりドライブレコーダーの貸し出しを申請します。

1 ドライブレコーダー貸出希望台数

_____台

2 ドライブレコーダー取付け車両

別記様式第1号の2「ドライブレコーダー取付け車両一覧」のとおり

別記様式第1号の2

1 申請責任者連絡先

住 所	
氏 名	
電話番号	

2 ドライブレコーダー取付け車両一覧

車 両		
1	車種 登録番号 青パト証明書番号	パトランプの固定 (有 ・ 無) 青パト車の専門性 (専用車 ・ 私物車)
2	車種 登録番号 青パト証明書番号	パトランプの固定 (有 ・ 無) 青パト車の専門性 (専用車 ・ 私物車)
3	車種 登録番号 青パト証明書番号	パトランプの固定 (有 ・ 無) 青パト車の専門性 (専用車 ・ 私物車)

(※希望する車両の順に記載してください)

(※車両一覧の枠については、適宜増やす等してください)

別記様式第2号

滋 生 企 甲 発 第 号
令 和 年 月 日

様

滋 賀 県 警 察 本 部 長

ドライブレコーダー貸出支援事業決定通知書

貴団体より、令和 年 月 日付で申請のあったドライブレコーダー貸出支援事業については、ドライブレコーダー貸出支援事業要綱第5条第1項の規定により、次のとおりドライブレコーダーの貸出し決定したことから通知します。

1 ドライブレコーダー貸出台数

_____台

2 ドライブレコーダー取付け車両

ドライブレコーダー借受書

令和 年 月 日

滋賀県警察本部長 殿

住 所

氏 名

印

「ドライブレコーダー貸出支援事業要綱」を遵守し、貸出を受けたドライブレコーダーを適正に管理することから、下記のとおり物品の貸出をお願いします。

物 品 の 品 名 及 び 数 量	ドライブレコーダー 1式
団 体 名 及 び 住 所	
代 表 者 連 絡 先	
設 置 車 両	車種 登録番号 青パト証明書番号

その他

ドライブレコーダー

管理番号 _____ 製造番号 _____

別記様式第4号

令和 年 月 日

滋賀県警察本部長 様

申請者住所

申請団体名

代表（氏名）

印

ドライブレコーダー貸出支援事業変更届出書

令和 年 月 日付け滋生企甲発第 号にて決定を受けましたドライブレコーダー貸出支援事業について、ドライブレコーダー貸出支援事業要綱第7条の規定により、次のとおり変更したので届出ます。

1 変更内容

2 変更理由

(必要に応じて、別記様式1号の2等を活用してください)

令和 年 月 日

滋賀県警察本部長 様

申請者住所

申請団体名

代表（氏名）

印

ドライブレコーダー貸出支援事業返納届出書

令和 年 月 日付け滋生企甲発第 号にて決定を受けましたドライブレコーダー貸出支援事業について、ドライブレコーダー貸出支援事業要綱第8条第 項の規定により、次のとおり返納しますので届出ます。

1 ドライブレコーダー設置車両

2 返納の理由

別記様式第6号

滋生企甲発第 号
令和 年 月 日

様

滋賀県警察本部長

ドライブレコーダー貸出支援事業取り消し通知書

令和 年 月 日付け滋生企甲発第 号にて決定通知をしましたドライブレコーダー貸出支援事業について、ドライブレコーダー貸出支援事業要綱第10条の規定により、次のとおり取り消ししたので通知します。

1 取り消し内容

2 取り消し理由